

地方公会計指標を用いた 自治体財政の持続可能性*

— コロナ期のデータを含む予備的な分析 —

近 藤 春 生

1. はじめに

2019年末に中国武漢で初めて感染が確認された新型コロナウイルスは世界中に瞬く間に広がり、わが国の経済・財政にも多大な影響を及ぼした。わが国の財政状況はコロナ前から悪く、政府債務残高（対GDP比）の水準でみると、2019年時点において236.4%と先進国中最悪であったが、コロナがわが国にも蔓延した、2020年度からは巨額の財政出動が繰り返され、2023年には258.2%にも達する見込みとなっている¹。

しかし、地方財政に目を向けると、様相が異なる。コロナ対策の一部が地方財政を通じて行われ、地方財政の歳出規模（地方純計決算額、東日本大震災分含む）は、コロナ前の2019年度における99.7兆円から、2020年度には125.5兆円、2021年度には123.4兆円と大幅に増加したものの、国から地方への手厚い財政移転により、歳入規模についても、2019年度の103.2兆円から、2020年度の130.0兆円、2021年度の128.3兆円と大幅に増加し、地方財政全体でみた収支で見ると好調であるとの評価も見られる²。

石川・赤井（2022）は、地方財政全体の収支の改善は指摘しながらも、コロ

* この論文はJSPS科研費（課題番号21K01535）の助成を受けた研究成果の一部である。

1 財務省（2023）p.15「債務残高の国際比較（対GDP比）」

2 例えば、齊藤（2022）を参照のこと。

ナの影響は自治体によって異なることを、実質収支や財政調整基金残高に関する詳細な検討によって明らかにしている。このように、新型コロナウイルスがわが国の地方財政に及ぼした効果に関する検証は行われつつあるが、自治体の財政スタンスがどのように変化したかを明らかにする研究は現時点では依然として少ないように思われる。そこで本稿では、コロナ前からコロナ期に至るまでの地方財政データを用いて、Bohn（1998）が提唱した財政の持続可能性の検証に関する枠組みを応用して、自治体の財政運営がどのように変化したかを簡単なデータ分析によって明らかにすることを試みる。

Bohn（1998）による財政の持続可能性の検証では、政府債務残高と基礎的財政収支との関係が重要になる。従来のがわが国における地方財政における財政の持続可能性の検証に関しては、現金主義に基づく、地方財政の決算統計のデータが用いられてきた。これに対し、本稿では、総務省がとりまとめている「統一的な基準による財務書類に関する情報」で公開されている公会計指標を用いた分析³を行う。

2. 地方公会計改革と「統一的な基準」による公会計指標

わが国では、2000年代以降、地方公会計改革が進められてきた。2014年5月に総務省は「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置し、2015年1月には、財務書類作成に関する新たな統一的な基準を示した「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめ、2015年度から2017年度の3年間で、すべての地方公共団体に対して、この統一的な基準に基づく財務書類の作成が求められるようになった⁴。直近の2022年度末時点での総務省の調査によると、統一的な基準による財務書類の整備が完了している地方公共団体は、

3 公会計指標を用いた研究はまだ途上にあると考えられる。公会計からもたらされる情報を活用した研究の例としては、都道府県の財務書類から会計指標を計算し、幸福度との関係を明らかにした、廣瀬・後藤（2020）がある。

4 総務省通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総財務第14号）

5 総務省「統一的な基準による財務書類の作成状況等に関する調査」（令和5年3月31日時点）

都道府県の100%、市区町村の95.5%に達しており、概ね普及したと言える。総務省は、このような状況を踏まえて、地方自治体において作成された財務書類から得られる各種指標を公開し、地方財政健全化指標とあわせて、地方自治体間の比較や財政状況を多角的に分析することが期待されている。

公会計指標としては、「住民一人当たり資産額」、「歳入額対資産比率」、「有形固定資産比率」、「有形固定資産減価償却率」、「純資産比率」、「将来世代負担比率」、「住民一人当たり行政コスト」、「住民一人当たり負債額」、「基礎的財政収支」、「受益者負担比率」の10指標が、自治体別に計算され、公表されている⁶。

このうち、本研究に関係するのは、「住民一人当たり負債額」と「基礎的財政収支」ある。「住民一人当たり負債額」とは、財務書類のうち、貸借対照表から得られた、地方公共団体が抱える負債額を住民基本台帳人口で除したものである。ただし、財政の持続可能性の検証にあたっては、経済規模に対する比率とすることが必要である。そこで、住民基本台帳人口で除す前の「負債合計」を課税対象所得で割ることにより、自治体の債務残高対所得比を求めた。課税対象所得の出典は、総務省自治税務局市町村税課「市町村課税状況等の調」である。

「基礎的財政収支」については、財務諸表のうち、資金収支計算書から得られた、業務活動収支（私利利息支出を除く）と投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く）の和として計算されたもので、各会計年度において必要とされる政策的経費をその会計年度の税収等で賄っているかを表す指標となっている。「基礎的財政収支」についても、各地方自治体の経済規模の違いを調整するべく、課税対象所得で割ったものを分析で用いることとする。

6 各指標の定義や意味等の詳細については、総務省（2019）参照のこと。以下の公会計指標に関する説明も総務省（2019）に準拠している。なお、総務省のホームページでは、「統一的な基準による財務書類に関する情報（各種指標）」として公開されている。

3. 地方財政の持続可能性に関する先行研究および論点整理

財政の持続可能性を検証する手法としては、政府の通時的な予算制約における横断性条件が満たされるのかを共和分検定により検証する方法（e. g. Hamilton and Flavin 1986）と、政府債務残高の対 GDP 比と基礎的財政収支の対 GDP 比との関係をメインとする政策反応関数の推定によって検証する方法（e. g. Bohn 1998）がある。Bohn（1998）は、政府債務残高の対 GDP 比が増えるとき、基礎的財政収支の対 GDP 比を改善することが、財政が持続可能であるための十分条件であることを示した。土居（2000）が指摘するように、Hamilton and Flavin（1986）らの共和分検定による持続可能性の検証では、利子率に何を用いるべきかという問題が付きまとう。このようなことから、2000年代以降のわが国における財政の持続可能性の実証分析では、Bohn（1998）の手法に従ったものが主流となっており、国と地方政府を対象としたものとして土居（2000）、国のみを対象としたものとして藤井（2010）があげられる。

これに対して、Bohn（1998）の手法を援用して、地方財政のみの持続可能性を検証したものとしては、藤野（2006）、赤松・平賀（2011）、持田（2015）、吉田（2016）、Yoshida（2020）などがあげられる。これらの研究の概要は表1にまとめるとおりである。吉田（2016）を除き、いずれも都道府県単位のデータを用いた研究となっており、データの種類（時系列かパネルか）、推定期間、基礎的財政収支⁷や債務残高⁸の定義が異なるものの、持続可能であるとの結果を得ているものが比較的多い。ただし、政策反応関数における債務残高を線形で定義すると有意でない（持続可能とはいえない）が、非線形（2乗項）を含むと有意となり、持続可能であるとするとの結果（赤松・平賀2011、持田2015、

7 基礎的財政収支については、教科書的な定義では、（歳入総額－地方債）－（歳出総額－公債費）もしくは（公債費－地方債）となるが、地方財政統計では、歳出総額と歳入総額は一致せず、財政調整基金を含む年度間の資金繰りを調整するための項目が歳出、歳入双方に含まれる。土居（2007）の定義は、これらを考慮して、基礎的財政収支を定義した。これまで総務省は自治体別の基礎的財政収支を公表していなかったが、公会計指標の公開により、基礎的財政収支が公表されるようになった。

8 債務残高については、地方債残高をそのまま用いるグロスの指標と、積立金残高を差し引くネットの指標（純債務残高）が考えられる。先行研究では、純債務残高を用いるものが多いが、この研究では公会計指標を活用する観点でグロスの指標を用いた。

表1 先行研究の整理

	藤野 (2006)	赤松・平賀 (2011)	持田 (2015)	吉田 (2016)	Yoshida (2020)
サンプル	都道府県ごとの 時系列	都道府県パネル	都道府県パネル	政令市/中核市 パネル	都道府県パネル
推定期間	1975～2001年度	1955～2007年度	1985～2011年度	政令市： 1980～2012年度/ 中核市1997～ 2012年度	1974～2016年度
PB (基礎的財政 収支) の定義	地方税一(歳出 総額一公債費 +減債基金へ積 立金)	(歳入総額一地方 債一繰越金) 一(歳出総額一 公債費一前年 度繰上充用金) +(積立金一積 立金取崩)	(公債費+積立 金)一(地方債 +繰入金)	持田 (2015) と 同様	持田 (2015) と 同様
d (債務残高) の定義	地方債残高一 (減債基金の積 立金残高)	地方債残高一 積立金残高	地方債残高	地方債残高	地方債残高
主要な結果	47都道府県中42 都道府県で持続 可能	線形関係では持 続不可能、非線 形性を考慮する と持続可能	非線形性を考慮 すると、全体と しては持続可能	政令市は持続可 能、中核市は持 続可能とはいえ ない	非線形性を考慮 すると、全体と しては持続可能

Yoshida2020) や、地域別にサンプルを分割すると、大都市圏を含むグループは持続可能ではないといった結果が得られている(持田2015)。

また、財政の持続可能性を主眼に置いたものではないものの、地方政府債務と基礎的財政収支(もしくは赤字)との関係を考慮した分析を行っているものとして、土居(2007)や、近藤・宮本(2010)があげられる。サンプルは、いずれも全国都市パネルである。土居(2007)は、起債制限比率や実質収支比率といった、財政健全化を判断する指標が自治体財政に早期是正機能を持っていたかを検証するもので、被説明変数は基礎的財政収支対課税所得比の対前年度差分を、説明変数の一つとして前年度末債務残高対課税所得比を用いている。この債務残高の変数は定式化によって、正負両方の符号が得られており、「政府債務の持続可能性について断定的なことは言えない」(土居2007, p.118)としている。これに対し、近藤・宮本(2010)は、政府の分極化仮説(fragmentation)⁹が都市の財政運営にどのような影響を与えるかを検証したものである。

被説明変数としては基礎的財政赤字を、説明変数の1つとして純債務残高の課税対象所得比を用いており、フルサンプルではマイナスに有意（つまり、財政は持続可能である）との結果が得られている。

わが国の地方財政制度を前提にすると、地方財政を対象とした持続可能性の検証を行う意義を問う向きもあるかもしれない。なぜならば、わが国の地方政府は地方交付税等の政府間財政移転によって財源が保障され、地方債についても国による「暗黙の保証」があると考えられてきたからである。とはいえ、2006年度に過大な債務が発覚し、財政再建団体となった北海道夕張市も、厳しい財政再建計画の下で、大幅な歳出カットや公共サービスの削減を迫られた。地方自治体にとっても、財政が（事実上）破綻することはあり得るといえるし、避けるべき事態であると考えられる。また、地方財政レベルの財政の持続可能性に関する検証を国家全体の持続可能性と同列に議論することはできない⁹⁾にしても、少なくとも自治体の財政健全化に関するスタンスの一端を明らかにすることができると考えられる。このような観点から、Bohn（1998）の財政の持続可能性に関する検証方法の枠組みを利用して、地方自治体の債務残高（対課税所得比）と基礎的財政収支（の課税所得比）のデータから、コロナ期を含む我が国の地方財政運営スタンスの変化および、財政の持続可能性について検討することとする。

4. 地方債務と基礎的財政収支：記述統計と散布図

4.1 記述統計

まず、Bohn（1998）による財政の持続可能性の検証で重要な変数となる、地方自治体の債務残高対課税対象所得比と基礎的財政収支の課税対象所得比を記述統計から確認する。本稿で使用する変数の定義と出典は、第2節で述べた通りである。なお、公会計指標は2017（平成29）年度決算から集計されており、

9 ‘fragmentation’に対する訳語としては「断片化」の方がより適切かもしれない。

10 例えば、小西（2012）では、国は赤字国債に頼った財政運営をしているのに対し、地方財政は建設公債主義をかりうじて維持しており、基礎的財政収支で国と地方の財政状態を比較すべきでないと述べている（p.38）。

本稿の執筆時点では、2021（令和3）年度決算までの計数が公開されている。このため、以下の分析についても同様の期間を対象とする。

表2 記述統計

(1) 都道府県・債務残高対課税対象所得比（％）

年 度	2017	2018	2019	2020	2021
自治体数	46	47	47	46	47
平 均	78.267	76.489	75.241	75.440	73.038
標準偏差	26.202	25.292	25.139	25.208	23.595
最大値	137.118	132.880	129.107	129.453	123.114
最小値	22.808	21.342	19.869	20.131	19.401

(2) 都道府県・基礎的財政収支対課税対象所得比（％）

年 度	2017	2018	2019	2020	2021
自治体数	46	47	47	46	47
平 均	0.723	0.666	0.340	0.478	1.249
標準偏差	1.139	0.900	0.957	1.222	1.275
最大値	3.943	3.302	4.067	4.370	3.641
最小値	-2.791	-2.053	-1.835	-3.738	-3.988

(3) 市区町村・債務残高対課税対象所得比（％）

年 度	2017	2018	2019	2020	2021
自治体数	1656	1599	1636	1633	1667
平 均	73.852	72.203	73.790	74.292	72.425
標準偏差	68.777	70.046	72.553	71.711	69.450
最大値	766.236	851.759	881.000	781.420	832.804
最小値	1.810	1.668	1.439	1.451	1.420

(4) 市区町村・基礎的財政収支対課税対象所得比（％）

年 度	2017	2018	2019	2020	2021
自治体数	1656	1599	1636	1633	1667
平 均	-0.539	-0.511	-0.965	-0.445	4.108
標準偏差	12.074	10.915	8.546	10.531	8.711
最大値	74.773	195.605	66.210	103.523	83.392
最小値	-308.724	-142.528	-100.175	-145.348	-68.264

また、対象となるサンプル規模は、「統一的な基準」による財務書類から作成するため、財務書類を作成していない自治体はサンプルから落ちることになるため、年度によって異なることがある。対象期間において、都道府県については2017（平成29）年度と2020（令和2）年度を除き、全47都道府県が財務書類を作成しているが、市区町村については年度によって多少の変動があり、最小が2018年度の1599（全市区町村の91.8%）、最大は2021年度の1667（全市区町村の95.7%）となっている。

地方自治体の債務残高対課税対象所得比と基礎的財政収支対課税対象所得比を都道府県、市区町村別に集計したものが、表2である。このうち、表2の(1)と(2)が都道府県、(3)と(4)が市区町村を対象としたものである。

まず、都道府県について確認する。(1)の債務残高対課税対象所得比は、平均値でみると、コロナ前まで78%から75%までに微減傾向であったが、2021年度は73%台まで低下していることが確認できる。最大値も137.1%（2017年度、島根県）から123.1%（2021年度、秋田県）に低下している。(2)の基礎的財政収支対課税対象所得比は、平均値でみると、2017～2020年度までは0.5%から0.7%で推移していたが、2021年度には1.2%台まで大幅に改善していることが分かる。都道府県全体として、コロナ期に改善していることが分かる。

次に、市区町村について確認する。(3)の債務残高対課税対象所得比は、平均値でみると、全期間を通じて72～74%で比較的安定している。この水準は、都道府県の平均よりもやや低い水準である。ただし、都道府県に比べると市区町村は自治体間のバラツキは大きい。2021年度の最大値は832.8%（鹿児島県十島村）、最小値は1.4%（東京都港区）である。特別区を除く最小値は山梨県忍野村の3.4%となっている。(4)基礎的財政収支対課税対象所得比は、平均値が2017～2020年度まで-0.5%程度で推移してきたものの、2021年度には4.1%と大幅に改善している。最大値、最小値は年度によって上下しているが、直近の2021年度の最大値は83.4%（福島県飯館村）、最小値は-68.3%（鹿児島県十島村）となっている。2020年度と2021年度の比較では、最大値が低下する（基礎的財政黒字の規模が低下）一方、最小値は上昇（基礎的財政赤字の規模が縮小）しているものの、コロナ前と比較すると、最小値については上昇傾向

にあると言える。以上を踏まえると、債務残高、基礎的財政収支といった指標でみても、コロナ期において総じて地方自治体の財政状況は改善しているといえよう。

4.2 散布図

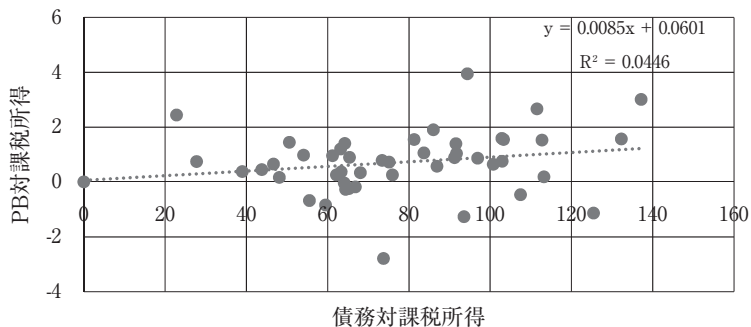
次に、散布図によって、政府債務対課税対象所得比(横軸：債務対課税所得)と基礎的財政収支対課税対象所得比(縦軸：PB対課税所得)の関係が経時的にどのように変化してきたかを確認する。Bohn(1998)の持続可能性の条件によれば、政府債務の規模が増えるほど、基礎的財政収支を改善することが必要なので、散布図を描いたときに正の相関関係が確認されれば、地方財政全体として持続可能であることと整合的といえるだろう。この観点から、都道府県、市区町村に分けて、2017~2021年度までの5か年分について散布図を描くことによって、傾向を掴むこととしたい。図1は都道府県の散布図、図2は市区町村の散布図である。

まず、図1の都道府県に関する散布図を確認する。コロナ前である2017年度から2019年度にかけては、弱い正の相関もしくはほぼ無相関となっており、特に2019年度に関しては、政府債務の規模が大きいからといって、基礎的財政収支を改善するといった傾向はみられない。しかし、コロナ期の2020年度から相関は弱いものの、正の相関関係が復活していることが確認できる。一方で図2の市区町村については、コロナ前の2017年度から2020年度までほとんど相関関係はみられない。しかし、2021年度に関しては、弱いながらも正の相関関係が生じている。

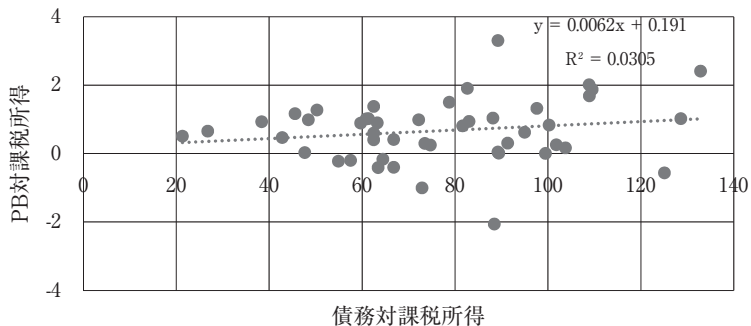
上記の結果から、クロスセクションデータを用いた、政府債務と基礎的財政収支の相関から判断すると、都道府県、市区町村ともに財政の持続可能性と整合的であるとは言い難い状況であったといえる。しかしながら、直近の2021年度では、都道府県、市区町村においては、弱いながらも正の相関がみられ、コロナ対策を名目とした国からの潤沢な財政移転によって生じた財政的な余力によって地方財政の持続可能性を高めたことを示唆しているのかもしれない。

図1 散布図（都道府県）

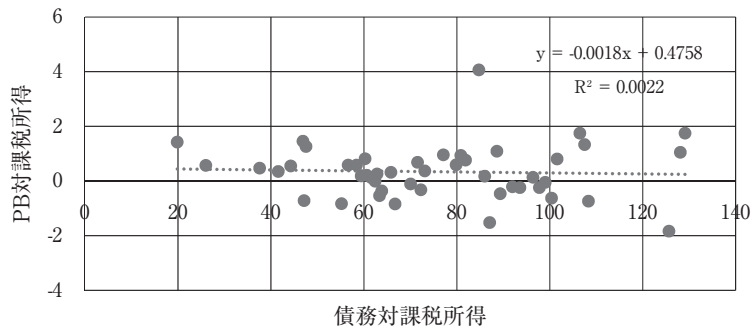
(a) 都道府県：2017年度



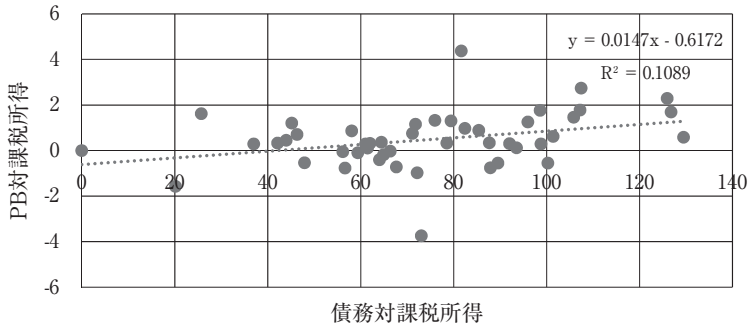
(b) 都道府県：2018年度



(c) 都道府県：2019年度



(d) 都道府県：2020年度



(e) 都道府県：2021年度

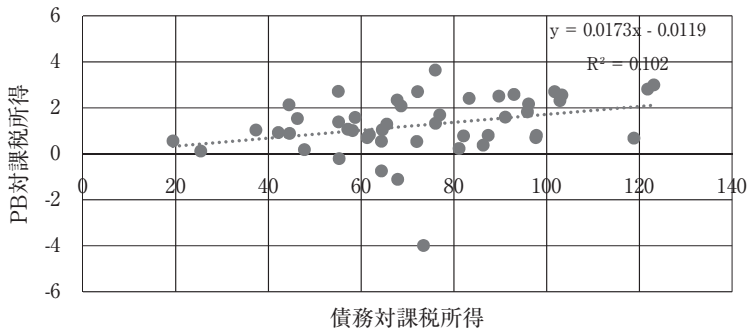
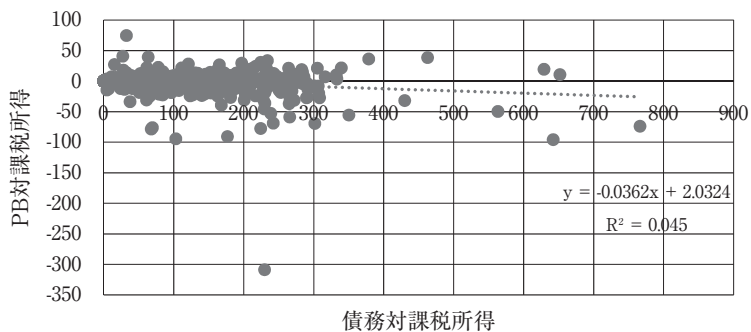
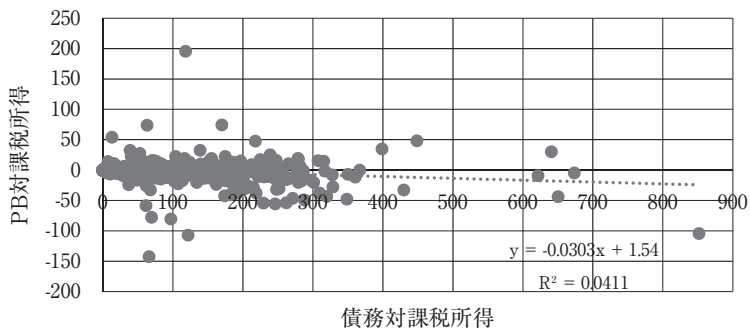


図2 散布図 (市区町村)

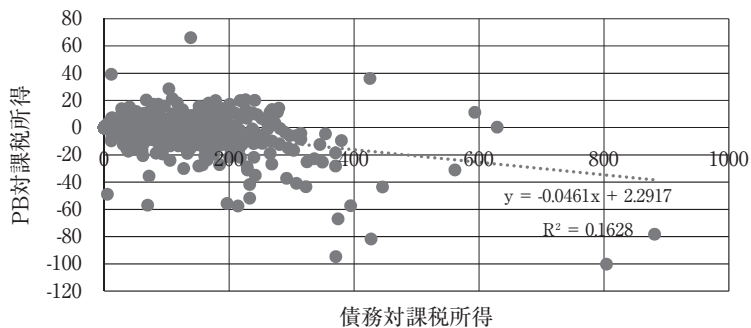
(a) 市区町村：2017年度



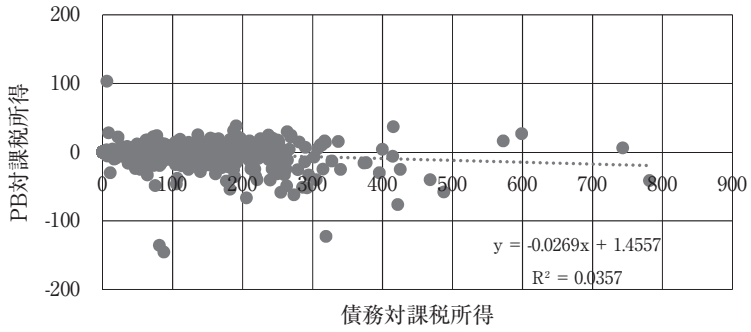
(b) 市区町村：2018年度



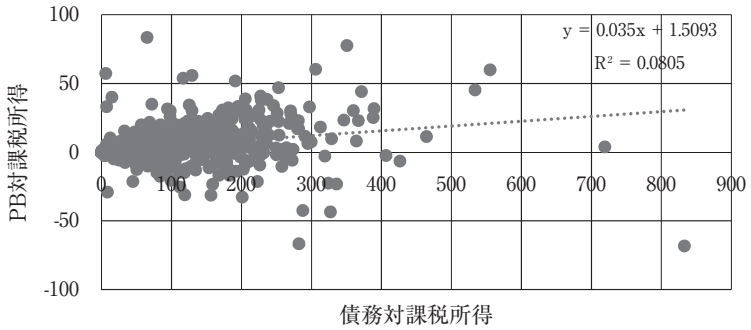
(c) 市区町村：2019年度



(d) 市区町村：2020年度



(e) 市区町村：2021年度



5. 地方債務と基礎的財政収支：パネル分析

前節では、Bohn（1998）の考え方をクロスセクションデータに適用して、散布図により財政運営のスタンスを捉えようとした。しかしながら、本来の財政の持続可能性の検定は時系列分析であることを踏まえると、地方財政を対象とした財政の持続可能性の検証は、先行研究の赤松・平賀（2011）や持田（2015）のようにパネル分析であるべきとも考えられよう。そこで、先行研究では主に都道府県財政を対象としていた地方財政の持続可能性の分析を市区町村にも拡張した簡単な計量分析を行う。基本となる推定式は、以下の通りである。

$$s_{it} = \alpha + \beta_1 d_{it} + \beta_2 (d_{it} - \bar{d})^2 + c_i + \eta_t \quad (1)$$

ここで、 s_{it} は基礎的財政収支対課税対象所得比、 d_{it} は自治体の債務残高対課税対象所得比、 \bar{d} は自治体の債務残高対課税対象所得比の平均値である。Bohn（1998）を含む先行研究でも試みられているように、債務残高の効果に非線形性がある可能性を考慮して、1次項 d_{it} だけではなく、2次項 $(d_{it} - \bar{d})^2$ を含む推定も行う¹¹。 c_i は自治体の固定効果ダミー、 η_t は年度ダミーをそれぞれ表す。ただし、先行研究では説明変数として含まれている、政府支出の循環的部分（GVAR）とGDPの循環的部分（YVAR）は、データの制約等から考慮していない。

また、本稿の推定期間にはコロナ期を含んでおり、コロナ前後で自治体の財政運営のスタンスが変化したかどうかを考慮することも有意義であろう。そこで、 d_{it} もしくは $(d_{it} - \bar{d})^2$ に、コロナ期である2020年度と2021年度を1とするコロナ期ダミー（*covid*）を掛け合わせた係数ダミーを含めた以下のモデルも推定する。

11 赤松・平賀（2011）と同様に \bar{d} は債務残高対課税対象所得比の全サンプル平均値を用いたが、本来は自治体ごとの通時的平均値 \bar{d}_i を用いるべきかもしれない。

$$s_{it} = \alpha + \beta_1 d_{it} + \beta_2 (d_{it} - \bar{d})^2 + \beta_3 d_{it} \times covid + \beta_4 (d_{it} - \bar{d})^2 \times covid + c_i + \eta_t \quad (2)$$

推定結果は、表3（都道府県）および表4（市区町村）に示すとおりである。それぞれの表における1列目（A）は、債務残高の1次項のみを含む最もシンプルなモデル、2列目（B）は債務残高の2次項を含むモデル、3列目（C）は債務残高の1次項にコロナ期ダミーとのクロス項を考慮したモデル、4列目は債務残高の1・2次項に加え、それぞれにコロナ期ダミーとのクロス項を考慮したモデルの推定結果を示してある。

まず、表3の都道府県の結果について確認する。都道府県は2017年度と2020年度に1団体ずつデータが欠損しているため、アンバランスパネルとなっている。標本規模は233である。コロナ期ダミーを含まないモデルA、Bともに係数は有意ではない。この結果から判断すると、この推定期間において都道府県財政は持続可能性を満たすような財政運営になっているとは判断できない。一方で、コロナ期ダミーとのクロス項を含んだモデル（C）および（D）では、債務残高の1次項とコロナ期ダミーのクロス項がプラスに有意となっており、コロナ期に財政運営のスタンスが変わった可能性を示唆している。ただし、1

表3 推定結果（都道府県）

被説明変数： S_{it}	(A)	(B)	(C)	(D)
d_{it}	-0.0522 (0.0339)	-0.0624 (0.0383)	-0.0183 (0.0368)	-0.0608 (0.0370)
$d_{it} \times covid$			0.0142*** (0.0052)	0.0202*** (0.0046)
$(d_{it} - \bar{d})^2$		0.0002 (0.0004)		0.0013*** (0.0003)
$(d_{it} - \bar{d})^2 \times covid$				0.0000 (0.0002)
R^2	0.237	0.238	0.297	0.330
F値	10.81***	9.12***	9.51***	10.68***
標本規模	233	233	233	233

注：括弧内は cluster-robust な標準誤差。***, **, *は有意水準1, 5, 10%で有意であることを示す。

表4 推定結果 (市区町村)

被説明変数: S_{it}	(A)	(B)	(C)	(D)
d_{it}	-0.2164*** (0.0678)	-0.1820*** (0.0591)	-0.2403*** (0.0752)	-0.2262*** (0.0651)
$d_{it} \times covid$			0.0484*** (0.0079)	0.0458*** (0.080)
$(d_{it} - \bar{d})^2$		-0.0001 (0.0002)		-0.0000 (0.0002)
$(d_{it} - \bar{d})^2 \times covid$				0.0000 (0.0000)
R^2	0.120	0.121	0.162	0.162
F 値	68.77***	58.44***	70.59***	53.43***
標本規模	8191	8191	8191	8191

注：括弧内は cluster-robust な標準誤差。***, **, *は有意水準1, 5, 10%で有意であることを示す。

次項の負の係数を打ち消すほどではなく、持続可能な財政運営になったとは言えない。

次に、表4の市区町村の結果について確認する。市区町村については、毎年一定程度の自治体において財務書類が作成されていないため、欠損値が生じている。そのため、やはりアンバランスパネルとなっており、標本規模は8191となっている。市区町村については、債務残高の1次項が一貫して負に有意となっており、やはり持続可能な財政運営になっていたとは言えない。ただし、コロナ期とのクロス項を含んだモデル(C)および(D)の推定結果をみると、1次項の係数ダミーはプラスに有意となっており、コロナ期に財政運営のスタンスが変わったことを示唆している。ただし、都道府県のケースと同様に1次項の負の係数を打ち消すほどではなく、持続可能な財政運営に変化したとは判断することはできない。

6. ま と め

本稿では、総務省が推進してきた地方公会計改革の成果として整備された、地方公会計指標を利用して、コロナ期を含む地方財政の持続可能性に関する簡素な分析を行った。まず、記述統計および散布図によって、自治体の債務残高対課税対象所得比と基礎的財政収支対課税対象所得比のバラツキと相関の推移を確認した。記述統計によると、都道府県と比べて市区町村は自治体間のバラツキが大きいという違いはあるものの、コロナ前は債務残高対課税対象所得比、基礎的財政収支対課税対象所得比ともに大きな変動はなかったものの、コロナ期に入って、数値が大きく改善していることが都道府県、市区町村に共通して確認された。これは、コロナ期に実質単年度収支や、経常収支比率の低下が見られたとする齊藤（2022）などの指摘と整合的である。コロナ対応で地方歳出が大幅に増加したが、国からも新型コロナ対策として各種補助金が潤沢に配分されたことによって財政収支が改善したためと考えられる。

その上で、Bohn（1998）やそれに続くわが国の財政の持続可能性に関する先行研究を踏まえて、全国都道府県および市区町村を対象とした簡単なパネル分析を行った。これによると、都道府県、市区町村とも本稿が分析対象とした2017～2021年度の通期において、持続可能な財政運営になっているとの証拠は得られなかった。一方で、コロナ期を1とするダミー変数とのクロス項の一部はプラスに有意との結果が得られ、コロナ期に財政運営が変化した可能性も示唆された。ただし、これは上述のとおり、コロナ対応として国からの巨額の財源が配分されたことによるもので、地方自治体の財政持続可能性が高まったとは言えないかもしれない。

本稿の実証分析は、地方公会計指標を用いたことから、2017年度から2021年度までの比較的短い期間しか対象にできていない。またデータの制約によって、説明変数を大幅に絞らざるを得なかったため、計量分析にあたっては改善の余地が大きい。今後のデータの蓄積を待って、より厳密な計量経済学的な分析を行うことが課題である。

参考文献

- 赤松礼奈・平賀一希（2011）「都道府県財政の持続可能性について」『Discussion Paper Series』2011-02（京都産業大学）。
- 石川達哉・赤井伸郎（2022）「新型コロナウイルスが地方公共団体の歳入・歳出に与えた影響—コロナ禍において地方公共団体の収支は悪化したのか？—」『フィナンシャル・レビュー』149, pp.5-36.
- 小西砂千夫（2012）『公会計改革の財政学』日本評論社。
- 近藤春生・宮本拓郎（2010）「都市の財政運営と政治経済学—「政府の分極化仮説」と財政赤字の関係に着目した実証分析」『公共選択の研究』55, p.5-19.
- 財務省（2023）『日本の財政関係資料』令和5年10月。
- 齊藤由里恵（2022）「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と交付限度額の算定について」『地方財政』2022年12月号, pp.4-13.
- 総務省（2019）『統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）』。
- 土居丈朗（2000）『地方財政の政治経済学』東洋経済新報社。
- 土居丈朗（2007）『地方債改革の経済学』日本経済新聞社。
- 廣瀬喜貴・後藤晶（2020）「地方公会計における会計指標と幸福度との関連：財政と会計の比較をつうじて」『行動経済学』13, pp. S 19-21.
- 藤井隆雄（2010）「日本の財政持続可能性について—H. Bohnの手法による再検証」『財政研究』6, pp.97-117.
- 藤野次雄（2006）「地方自治体の財政運営—財政構造・財政規律と地方債務の持続可能性の観点から」『信金中央月報』3月号, pp.11-26.
- 持田信樹（2015）「地方政府債務の持続可能性」『財政研究』11, pp.141-165.
- 吉田素教（2016）「政令指定都市と中核市財政の持続可能性」『Discussion Paper New Series』No. 2016-4（大阪府立大学経済学部）。
- Bohn, H. (1998) “The Behavior of U.S. Public Debt and Deficits,” *Quarterly Journal of Economics* 113(3), pp.949-963.
- Hamilton, J. D. and M. Flavin (1986) “On the Limitations of Government Borrowing: A Framework for Empirical Testing,” *American Economic Review* 76(4), pp.808-819.
- Yoshida, M. (2020) “Fiscal Sustainability of Local Governments in Japan,” *Asian Economic Journal* 34(2), pp.127-162.